

平成20年度 第5回新居浜市高齢者保健福祉計画推進協議会

<日 時> 平成21年3月16日(月)

15:30～17:00

<場 所> 市役所3階 33会議室

1 開 会

2 議 題

(1) パブリックコメントの結果について

(2) 新居浜市高齢者福祉計画2009(介護保険事業計画)について

(3) その他

3 閉 会

【資料】

- 1 市民意見募集結果について
- 2 第4期介護保険事業計画における施設整備
- 3 第4期保険料改定の根拠
- 4 第1号被保険者の所得段階別保険料年額

新居浜市高齢者福祉計画 2009・介護保険事業計画（案）に対する意見募集の結果について

1. 意見募集期間 平成 21 年 1 月 29 日（木）～ 2 月 27 日（金）
2. 意見提出人数 1 人
3. 意見提出件数 1 件
4. 意見の概要と意見に対する考え方

No.	提出された意見の概要	意見に対する考え方
1	<p>定員 29 人以下の特別養護老人ホームの開設が、平成 21 年度は 0 になっているが、平成 22 年度、23 年度の数字を前倒しして、平成 21 年度から対応可能な数値として計上していただきたい。</p>	<p>第 4 期介護保険事業計画を策定するに当たり、新居浜市では高齢者介護のあるべき姿を念頭に置きながら、介護給付等対象サービスを提供する体制の確保や地域支援事業に関する取り組みなどを一層推進するため、新居浜市高齢者保健福祉計画推進協議会を設置し、協議を重ねてまいりました。</p> <p>その中で、本市の高齢者介護の課題である介護施設入所待機者の解消を図るため、地域密着型サービスである介護老人福祉施設入所者生活介護（小規模特別養護老人ホーム）及び認知症対応型共同生活介護（グループホーム）の、整備計画（整備量、整備時期等）について協議を行ってまいりましたが、当然のことながら、第 1 号被保険者の介護保険料は、計画期間である 3 年間のサービス量を勘案して設定されることとなりますことから、保険給付と保険料負担のバランスをいかにとるかが、議論の中心となりました。</p> <p>本計画の策定に当たり実施いたしましたアンケート調査結果では、介護保険のあり方について一般高齢者や第 2 号被保険者にお尋ねしたところ、「介護保険料が高くなりすぎないように、介護サービスの内容や自己負担のあり方を見直し、費用を抑制するべきである」との意見が約 7 割と最も多くなっています。また、厚生労働省社会保障審議会介護給付費分科会から示された第 4 期計画期間における第 1 号被保険者の介護保険料基準額の推計値は、第 3 期と比べ全国平均で上昇率 4.4% と見込んでおります。さらに、介護保険料を引き下げる自治体も出てきています。</p> <p>このような状況の中で、施設入所待機者の解消を図るための施設整備計画と保険料負担のバランスを勘案した結果、計画（案）に示しました介護保険施設の整備計画（整備量、整備時期等）といたしました。</p>

第4期介護保険事業計画における年次別施設増床計画（案）その1

21年度	22年度	23年度
------	------	------

地域密着型介護老人福祉施設（平成23年度末 174人）

通年換算	0	87人	145人
------	---	-----	------

$$29人 \times 2施設 \times 0.5年 = 29人$$

$$29人 \times 2施設 \times 0.5年 = 29人$$

$$29人 \times 2施設 = 58人$$

$$29人 \times 2施設 = 58人$$

$$29人 \times 2施設 = 58人$$

認知症対応型共同生活介護（平成23年度末 216人）

通年換算	36人	108人	180人
------	-----	------	------

$$18人 \times 4施設 \times 0.5年 = 36人$$

$$18人 \times 4施設 \times 0.5年 = 36人$$

$$18人 \times 4施設 = 72人$$

$$18人 \times 4施設 \times 0.5年 = 36人$$

$$18人 \times 4施設 = 72人$$

$$18人 \times 4施設 = 72人$$

特定施設入居者生活介護（平成23年度末 65人）

12人	65人	65人
-----	-----	-----

第4期介護保険事業計画における年次別施設増床計画（案）その2

21年度	22年度	23年度
------	------	------

地域密着型介護老人福祉施設（平成23年度末 174人）

通年換算	87	174人	174人
------	----	------	------

$29人 \times 6施設 \times 0.5年 = 87人$	$29人 \times 6施設 = 174人$	$29人 \times 6施設 = 174人$
------------------------------------	-------------------------	-------------------------

認知症対応型共同生活介護（平成23年度末 216人）

通年換算	108人	216人	216人
------	------	------	------

$18人 \times 12施設 \times 0.5年 = 108人$	$18人 \times 12施設 = 216人$	$18人 \times 12施設 = 216人$
--------------------------------------	--------------------------	--------------------------

特定施設入居者生活介護（平成23年度末 65人）

12人	65人	65人
-----	-----	-----

保険料 月5,206円 623円↑（14.6%増）

第4期介護保険料改定の根拠（平成21年度～平成23年度）

1 基準額（月額）

第3期基準額 4,583円 ⇒ 5,012円（429円引き上げ）

2 改定の要因

(1) 認定者数の増加

⇒影響額 89円

(2) 第1号被保険者の負担割合が、19%から20%に増加

⇒影響額 245円

(3) 介護報酬の改定

⇒影響額 138円

(4) 施設整備による保険給付費の増加

⇒影響額 135円

(5) 介護給付費準備基金の投入（1億2,500万円）

⇒影響額 △112円

(6) 介護従事者処遇改善特例基金の投入（約7,450万円）

⇒影響額 △66円

⇒影響額計 429円

3 第1号被保険者の介護保険料の基準額（月額）の推移

第1期1号被保険者の介護保険料の基準額（月額） 2,875円

第2期1号被保険者の介護保険料の基準額（月額） 3,792円

（前期比31.9%増）

第3期1号被保険者の介護保険料の基準額（月額） 4,583円

（前期比20.9%増）

第4期1号被保険者の介護保険料の基準額（月額） 5,012円

（前期比9.4%増）

第1号被保険者の所得段階別保険料年額

太字は変更点 () 内は変更前

所得段階		介護保険料	対象者の内容
第1段階	基準額×0.5	30,100円 (27,500)	本人及び世帯全員が市民税非課税で、老齢福祉年金受給者 または生活保護の受給者
第2段階	基準額×0.5	30,100円 (27,500)	本人及び世帯全員が市民税非課税かつ課税年金収入額+合計所得金額が80万円以下の者
第3段階	基準額× 0.75 (0.7)	45,100円 (38,500)	本人及び世帯全員が市民税非課税で、第2段階に該当しない者
第4段階 (新設)	基準額× 0.85 (1.00)	51,100円 (55,000)	本人が市民税非課税で、同じ世帯に市民税課税者がいる者のうち、課税年金収入額+合計所得金額が80万円以下の者
第5段階 (4)	基準額×1.00	60,200円 (55,000)	本人が市民税非課税で、同じ世帯に市民税課税者がいる(上記段階に該当しない)者
第6段階 (5)	基準額×1.25	75,200円 (68,700)	本人が市民税課税で本人の合計所得金額が200万円未満の者
第7段階 (6)	基準額×1.50	90,300円 (82,500)	本人が市民税課税で本人の合計所得金額が200万円以上 350 (300)万円未満の者
第8段階 (7)	基準額× 1.75 (1.65)	105,300円 (90,700)	本人が市民税課税で本人の合計所得金額が 350 (300)万円以上の者